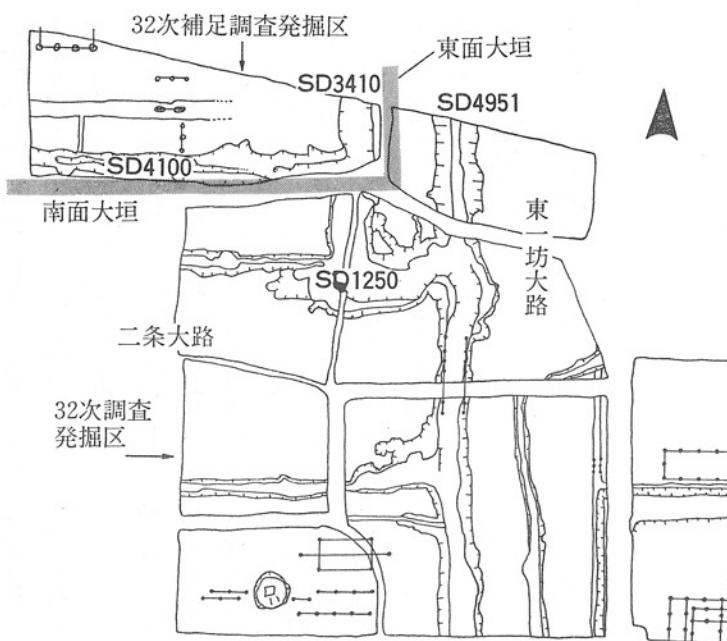


一九七七年以前出土の木簡（九）

奈良・平城宮跡（第三三次補足調査）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 所在地 | 奈良市佐紀町 |
| 調査期間 | 一九六六年（昭41）五月～一二月 |
| 発掘機関 | 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部 |
| 調査担当者 | 杉山信三 |
| 遺跡の種類 | 宮殿・官衙跡 |
| 遺跡の年代 | 奈良時代～平安時代初期 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 7 |
- 第三三次補足調査は、平城宮東南隅で、本誌六号で紹介した第三二次調査区の北西に接する場所で実施された。調査面積は一一八一m²である。検出した主な遺構は、南面大垣と築地一条、建物二棟、柵四条、溝二条、炉四ヶ所などである。
- 木簡が出土したのは、南面大垣の北を東へ流れる東西溝SD四一〇〇と、調査区東端で確認された、東面大垣の内側を南流する南北溝SD三四一〇からである。



第32次調査・同補足調査遺構略図

溝SD四一〇〇 SD四一〇〇はA・B二時期に大別できる。SD四一〇〇Aは、調査区西端では南面大垣の心より北へ5mの位置に溝の心があり、溝幅は1・8mをはかる。ところが、東へいくにつれて溝幅が南へ拡がり、一部、南面大垣をえぐるようにして破壊している。調査区の東半では、溝の幅は最大6mにおよんでいる。溝の深さは西端で0・4m、東へ徐々に深くなり、最も深いところでは1・0mとなる。溝SD四一〇〇Aの堆積土は、上下二層にわかれ、上層は暗褐色の砂質粘土であり、下層は灰色の砂である。木簡は合計一二八三七点で、いずれも下層から出土した。溝底はかなり凹凸があり、土壤状の窪みが木簡の溜り場となつて大量にまとまって出土した。年紀をもつ木簡も一〇〇点近くあり、それらは上限は神亀五年であるが、神護景雲年間に集中し、下限は宝亀元年である。SD四一〇〇Aが整地によつて埋めたてられ、のちにSD四一〇〇Bがほぼ同じ位置を流れることがある。SD四一〇〇Bは溝幅1・2m、深さ0・35m・7mの細い溝である。堆積土は礫混りの灰褐色砂質土で、遺物は少なく、木簡もSD四一〇〇Bからは一点も出土していない。

溝SD三四一〇 SD三四一〇は第二次朝堂院の東方約150mに位置し、東院地区の西を南流し、東院張出部以南においては東面大垣の内側を流れ、宮城の南で二条大路北側溝SD一二五〇に合流する基幹排水路である。第三三次補足調査区では幅が6m、深さ

1・5mとなつてゐる。溝の堆積土は上下二層に大別でき、上層は黒色粘土と灰褐色砂質土、下層は灰褐色粗砂と青灰色砂土が堆積している。木簡は上層から五点、下層から六七点出土した。

なお、SD四一〇〇AやSD三四一〇からは、木簡のほかにも、瓦・土器・金属器・木製品・漆紙文書などが出土したが、その中でも墨書き土器は注目される。SD四一〇〇Aから「式卅二」と記したもののが三点と「式部外曹司進」・「式曹/□」・「少祐」・「子麻呂子/麻呂子子/子子子/廣原田丹比郡/舟丹丹/□子泉国□」等各一点、SD三四一〇からも「式卅二」一点が出土している。

8 木簡の积文・内容

本調査出土木簡の特色は以下のとおりである。

一、SD四一〇〇出土の木簡は削屑が90%以上を占めている。このように削屑が多数含まれていることは、特定の場所で木簡から削りとられた細片が一括して堆積していたものと考えられ、しかも木簡・削屑が溝の同一土層(SD四一〇〇A下層)から滞留した状況で出土したことは、これらの木簡・削屑が一括した、等質の史料としてあつかえることを示唆している。

二、SD四一〇〇出土の木簡の内容はそのほとんどが式部省関係のものと考課られる。なかでも考課関係の木簡が多数出土したこととが注目され、八世紀の官僚制の研究史料として貴重なものである。

三、考課木簡は、その形態上の特色として、上端側面から小穴をあけ、紐等で貫綴することができるようになっているものが多くみつかった。これは考課関係の木簡の機能を検討する上で重要な手がかりを与えている。

四、木簡の年紀は神亀五年から宝亀元年までをふくむが、神亀年間のものは発掘区のSD四一〇〇の西端においてのみ出土しているので、それ以外はほとんどが天平神護年中から宝亀元年頃までのものとみてよい。

- (1) •「式部省召 書生佐為宿祢諸麻呂
- 「十一月廿」 (183) × 35 × 3 019
- (2) 「大学寮解 申宿直官人事少允從六位上紀朝臣直人
神護景雲四年八月卅日」 300 × 40 × 1 011 二七五二号
- (3) 「大學寮解 申宿直官人事直講正八位上濃宜公水通
天平宝字八年九月十日」 241 × 33 × 3 011 二七五二号
- (4) 「河内職解 申宿直× 091
- 「諸司移」 (題籤軸)
- 「神護景雲三年」
- (5) 388 × 26 × 8 061
- (6) •「諸司解」 (題籤軸) (48) × 29 × 2 061 二七六四号
- 「諸司移」
- (7) •「史生省掌 神護景雲元年」 (題籤軸) (65) × 30 × 10 061
- 「史生省掌 神護景雲元年」
- (8) •「国解上日」 (題籤軸) (54) × 24 × 7 061
- 「国解上日」
- (9) •「▽无位田辺史廣〔調カ〕進統労錢伍佰文」
- 「▽撰津國神龜五年九月五日勘錦織
住吉郡秋庭」 172 × 32 × 3 032
- (10) •「▽位子山辺君忍熊資錢五百文」
- 「▽ 神亀五年九月七日勘瓶原東人」 161 × 20 × 4 032
- 「▽ 益田君倭麻呂統労錢」
- 「▽ 神亀五年九月廿七日」 144 × 15 × 3 032
- (11) 「去上 位子從八位上伯祢廣地 河内国安宿郡」 392 × 30 × 14 015

1977年以前出土の木簡

- (13) 「去上 従八位下 □□□守公麻呂^[人カ]年五十四 河内国志紀郡『上田一十五十船稻』」^[年] 091
- 「 」 1 292×30×10 015 三七九五号
- (14) 「去出 位子无位日置造尾 □^[井]年四^[年]」^[年] (319)×(7)×6 015
- (15) 「去不 大初位下 □□公^{右京}年五十六^[年]」^[年] (250)×25×6 019 三七九七号
- (16) 去上 留省大初位上秦忌寸祖足年 091
- (17) •「『去上』大初×
- 「『今上』大初×
- (18) 去不 正八位下 □^[死]
- (19) □秦人真田麻呂^[年]
近江国愛智郡人^[カ]
^[年] 091 四〇〇七号
- (20) 養宿祢国足^[年]
大和国添下郡^[人カ]
^[年] 091 二二七一〇号
- (21) 執当朝了 091
- (22) 訪察精 091
- (23) 勤於記事警失无 □^[隠] 091
- (24) □懈善^[匪] 091 三九一一号
- (25) □為中等^[降カ] 091 三九一三号
- (26) 上日百五十^[三] 091 三九〇五号
- (27) 上日三百 091 三九一一号
- (28) 「諸司叙位案」 265×14×3 051 二二七二号
- (29) 「依遣高麗使廻来天平宝字一年十月廿八日進一階叙」^[年] 248×20×4 015 三七九七号
- (30) 「外從初上物部淨人遠江国敷智郡人^[荒玉]遣^[高麗カ]使^[シテ]叙位」^[年] 296×28×3 011
- (31) 護元年正月七日恩勅進一階叙 091 三七六八号
- (32) 今正八上正八下 091

